

27 経営所得安定対策

【令和4年度予算概算決定額 (所要額) 281,450 (271,883) 百万円】
 【令和4年度予算概算決定額 (デジタル庁計上) 553 (590) 百万円】
 (令和3年度補正予算額 1,660百万円)

<対策のポイント>

米穀、麦その他の重要な農産物について、諸外国との生産条件の格差や農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)を担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して直接交付します。(いずれも規模要件はありません。)

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額) 205,806 (198,593) 百万円
 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

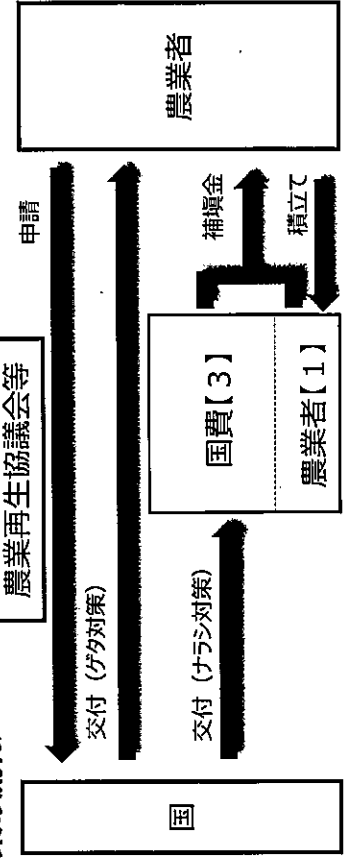
2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

(所要額) 68,345 (65,489) 百万円
 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいよの令和3年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,299 (7,800) 百万円
 【令和3年度補正予算】1,660百万円
 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。また、申請手続の電子化を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

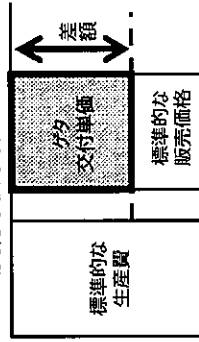
【交付単価(令和2年産~4年産まで適用)】
 【数量払】 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg	はたか麦	9,560円/60kg	でん粉原料用ばいれいよ	13,560円/t
二条大麦	6,780円/50kg	大豆	9,930円/60kg	そば	13,170円/4.5kg
六条大麦	5,660円/50kg	てん菜	6,840円/t	なたね	8,000円/60kg

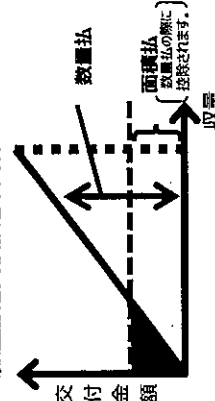
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10a)

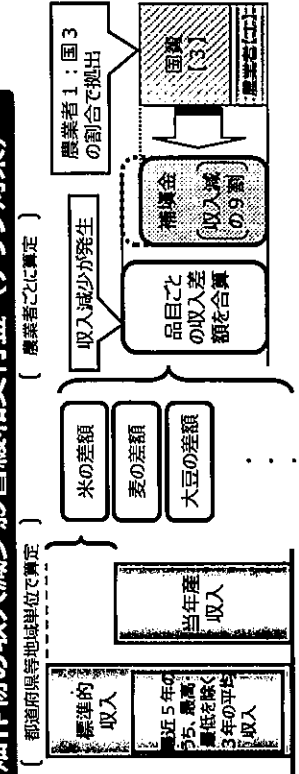
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室 (03-3502-5601)

多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算要求額 48,952 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,250 (47,050) 百万円
 - ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
 - ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

交付単価	都道府県			北海道
	農地維持支払 (令和4年度)	資源向上支払 (令和4年度)	資源向上支払 (令和5年度)	
田	3,000	2,400	4,400	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	600
草地	250	240	400	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：①、②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,702 (1,602) 百万円
都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

<事業の流れ>



農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路の路面維持等
農地の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道のほみみの補修



ため池の外柵修繕

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地
【加算措置】

(円/10a)

項目	都道府県			北海道
	田	畑	草地	
多面的機能の更なる増進 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 【加算対象活動に「農的関係人口の拡大」を追加（令和4年度拡充事項）】 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員8割（役員に女性2名以上参画している場合は6割）以上が毎年参加する場合	400	240	40	320
農地協働力の深化	400	400	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼスタム）の推進	1,000	600	80	700
小規模集落支援	400	400	400	300

項目	都道府県	北海道
交付金（定額）	4万円/年・組織	8万円/年・組織
広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3,000ha以上 1,000ha以上	3,000ha以上 15,000ha以上

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

環境保全型農業直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 2,650 (2,450) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

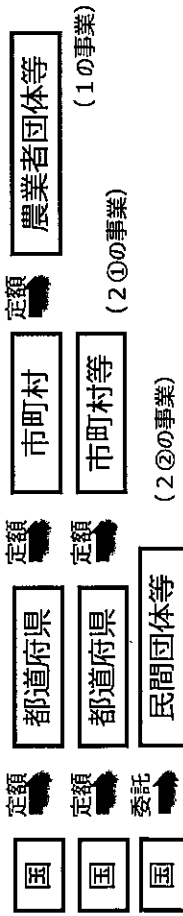
- ④ 取組拡大加算（令和4年度拡充事項）
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援を拡充

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (90) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (81) 百万円
都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円

本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

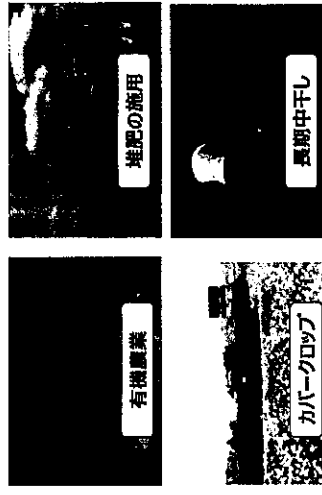
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組
▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業	12,000円
有機農業のうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2)} に限り、2,000円を加算。	
有機農業 （注1）	3,000円
堆肥の施用	4,400円
カバークロープ	6,000円
リピングマルチ （うち、小麦・大麦等）	5,400円 (3,200円)
草生栽培	5,000円
不耕起播種 ^{注3)}	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

- ▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】（令和4年度拡充事項）

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
<交付単価> 4,000円/10a



- 注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるとは限りません。
- 注2) 土壤診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リピングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
※配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

52 農地利用効率化等支援交付金

【令和4年度予算概算決定額 2,050 (一) 百万円】

<対策のポイント>

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

人・農地プランに位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

助成対象者	認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に必要となる農業用機械・施設（事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内 等
補助上限額	300万円等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）
優先枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業優先枠 （ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象）） ・集約型農業経営優先枠 （中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入） ・グリーン化優先枠 （「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）